

コーポレート・ガバナンス報告書

2025 年 3 月 30 日

株式会社デージーネット

代表取締役社長 恒川 裕康

問合せ先： 経営企画室 河村めぐみ 052-709-7121

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営の重要課題と位置づけ、経営の効率化、執行機能の強化、コンプライアンス体制の充実を図るべく各種施策に取り組んでおります。現在の株主総会、取締役会、会計監査等の機能強化の整備を行いつつ、迅速かつ正確な情報開示を実施し、株主をはじめとするステークホルダーへの経営の透明性を確保しながら、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
恒川 晴美	125,000	50.00
恒川 裕康	124,900	49.96
株式会社ポートエム	100	0.04

支配株主名	恒川 晴美、恒川 裕康
-------	-------------

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満
-------------------	--------

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1. 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)
----	----	------------

		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
生田 安克	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
生田 安克	—	当社との間に利害 関係はありません。	同氏は、当社が属する情報通信業の 業務に精通し、特に危機管理におけ る同氏の豊富な経験と幅広い知識に 基づく、大所高所からの取締役会の 意思決定に対する監督能力に優れて いるためであります。また、これま でに培ってきたIT及び情報セキュ リティに関する営業実務についての 豊富な経験・見識を有し、当社の社 外監査役として適任と判断しており ます。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の 委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
-----------	---------

定款上の監査役の員数	2名
監査役の人数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松本 千春	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本 千春	—	当社との間に利害	同氏は公認会計士の資格を有してお

		関係はありません。	り、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。これまでの当社社外監査役としての実務経験や、専門的な見識を有していることから適任であると判断し、選任しております
--	--	-----------	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	0名
---------	----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役報酬の総額および対象となる役員の員数については、発行者情報で開示しております。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬については報酬限度額を定時株主総会で決議しており、各取締役の個別の報酬については取締役会で一任された代表取締役が各取締役の職務内容及び業績等を勘案の上、決定しております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役をサポートする選任のスタッフは配置しておりませんが、管理部及び経営企画室内の社員が、重要な経営判断に際して社外取締役が十分な検討ができるように事前の情報共有に努めております。
--

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制

の概要)

a. 取締役会

当社の取締役会は、5名の取締役で構成されております。取締役会は、経営の最高意思決定機関として、迅速かつ的確で合理的な意思決定を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令、定款及び社内諸規程で定めた事項、並びに重要な業務に関する事項の決議を行うほか、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会は、法令又は定款に規定された事項、株主総会の決議により委任された事項、その他の経営上の重要な事項を決定し、それ以外の業務執行の意思決定に関しては、社内規程により代表取締役及び各担当取締役に委任しております。代表取締役及び担当取締役は、委任された事項に関する意思決定の結果及び執行状況について、取締役会へ報告しております。

b. 監査役

当社の監査役は、監査の方針・計画・方法、その他監査に関する重要な事項についての意思決定を行っております。取締役会や経営会議等に出席するなど取締役の業務執行の状況を客観的な立場から監査しております。

c. 内部監査

当社は会社組織・制度及び業務が経営方針及び社内規程等を遵守し、適切に遂行されているかを検証・評価し助言することにより業務改善を推進するため、内部監査委員会を設置し、代表取締役の指示により内部監査委員2名が各部門の内部監査を実施しております。監査を実施するにあたっては監査役及び監査法人と連携しながら効果的・効率的な監査となるよう留意しております。

d. 会計監査

当社は栄監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年12月期において監査を執行した公認会計士は市原耕平氏、瀬戸元彦氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士1名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役を設置するとともに、日常的に事業を監視する役割として内部監査委員会を設置しております。重要な経営判断と業務執行の監督を担う取締役会と、取締役から独立した監査役により、経営に対する牽制・監督機能を図る体制としております。

また、社外取締役を1名、社外監査役を1名選任し、外部からの客観的及び中立的な立場から経営を監視する体制を構築しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が株主総会議案の検討を十分に行えるよう、株主総会招集通知の早期発送（開催日の1週間前より前）に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	今後検討すべき課題であると認識しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題であると認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題であると認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	上場後の株主の状況に鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後検討すべき課題であると認識しております。	
アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに定期的説明会を実施	今後検討すべき課題であると認識しております。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題であると認識しております。	なし
IR資料をホームページ掲載	当社Webサイト上にIR情報ページを設け、TDnetにおいて開示された情報や決算情報、発行者情報のほか、決算説明会資料等についても掲載しております。	
IRに関する部署(担	経営企画室にて対応しております。	

当者)の設置	
--------	--

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	実施しておりません。
環 境 保 全 活 動、CSR 活動等の 実施	(1)当社は、国連が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」に賛同し、SDGs の達成に向けた取組みを行っていく事を宣言しております。 (2) 当社は、女性活躍推進を目指した取り組みを実施し、「あいち女性輝き カンパニー優良企業」の認定を受けております。
ステークホルダー に対する情報提供 に係る方針等の策 定	今後の検討課題としておりますが、TDnet や当社ホームページにて、ステー クホルダーに対して積極的な情報開示を適時に行っていく方針です。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの構築が重要な課題と認識しており、会社法上の内部統制はもとより、金融商品取引法における内部統制の整備及び運用の充実を目指しております。現状においても、当社の企業規模に対応した、適切で有効な内部統制機能を確保しているものと考えております。
--

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方 当社は、「反社会的勢力対応(排除)に関する規程」の中で、当社の事業活動に対する社会的信頼を醸成、維持し、当社の事業展開の適正性および健全性確保のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを定めております。 (2)反社会的勢力排除に向けた整備状況 「反社会的勢力対応(排除)に関する規程」に基づき、内部統制システムを含む体制を構築し、運用しています。また、統括責任者である経営企画室長が、取引先が反社会的勢力に該当するか否かの調査を行う調査担当者を任命し、取引先の調査を実施しております。
--

1. 買収防衛策導入の有無

該当項目に関する補足説明

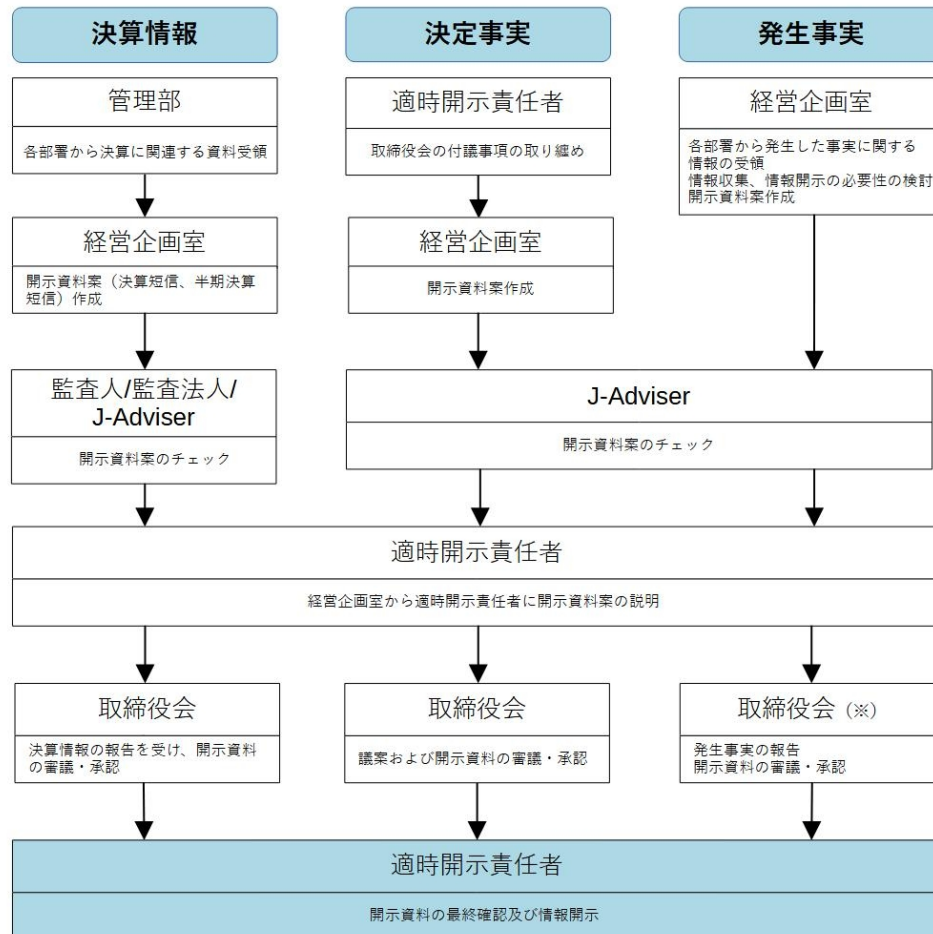
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

なお、取締役会は、ISMS 委員会からの報告を受け、当社の事業遂行に伴うリスクの見直しや発見ならびに対抗手段の検討等を行っております。

The diagram illustrates the Internal Control System (ISMS) structure. At the top is the **株主総会** (General Meeting of Shareholders). Below it is the **取締役会** (Board of Directors), which is responsible for **選任・解任** (Appointment/Dismissal) and receives **報告** (Reports). The **取締役会** oversees the **代表取締役** (Representative Director) and the **ISMS委員会** (ISMS Committee). The **代表取締役** is responsible for **選定・解職・監督** (Appointment/Dismissal/Supervision) and receives **報告** (Reports) from the **ISMS委員会** and **内部監査担当** (Internal Audit Officer). The **代表取締役** also issues **指示・監督** (Instructions/Supervision) to the **各部門** (Various Departments). The **ISMS委員会** issues **指示** (Instructions) to the **内部監査担当** and receives **報告** (Reports) from them. The **内部監査担当** performs **内部監査** (Internal Audit) on the **各部門**. The **内部監査担当** also oversees the **監査役** (Auditor) and the **監査法人** (Audit Firm). The **監査役** is responsible for **選任・解任** (Appointment/Dismissal) and receives **報告** (Reports) from the **監査法人**. The **監査役** also performs **監査** (Audit) on the **内部監査担当** and the **監査法人**. The **監査法人** performs **会計監査** (Accounting Audit) on the **内部監査担当** and the **監査役**. The **監査役** and **監査法人** are connected by a **連携** (Cooperation) relationship.

【適時開示体制の概要（模式図）】

適時開示体制の概要（模式図）



※緊急に開示すべき事実が発生した場合には、代表取締役の承認を得て速やかに開示し、取締役会には開示資料を回付

以上